

(写)

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

龍ヶ崎市長

## 龍ヶ崎市条例第45号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、<u>市立保育所の給食費及び延長保育料並びに乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用料」という。）</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市立保育所給食費)</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等<u>及び乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）</u>から、規則で定める額の給食費を徴収す</p>	<p>龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）<u>並びに市立保育所の給食費及び延長保育料について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(市立保育所給食費)</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。</p>

るものとする。

2 省 略  
第6条 省 略  
(利用料)

第7条 利用料は、規則で定める額とする。

2 前項の利用料は、乳児等支援給付認定保護者等が乳児等支援給付認定子どもについて、市立保育所が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は市長が、市立保育所以外の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は当該特定乳児等通園支援事業者が徴収するものとする。

(利用者負担額の決定等)

第8条 市長は、第3条の利用者負担額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより第3条の利用者負担額、第5条の給食費、第6条の延長保育料又は第7条第1項の利用料（以下「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納付期限)

第10条 省 略  
2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあっては法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあっては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあっては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあ

2 省 略  
第6条 省 略

(利用者負担額等の決定等)

第7条 市長は、第3条の利用者負担額、第5条の給食費又は前条の延長保育料（以下「利用者負担額等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納付期限)

第9条 省 略  
2 第5条の給食費の納付期限は、市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあっては、25日）とする。

<u>っては、25日)とする。</u>	
3 省略	3 省略
<u>4 第7条第1項の利用料の納付期限は、特定乳児等通園支援を利用した当該月の翌月の末日(12月にあっては、25日)とする。</u>	<u>4 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、別に利用者負担額等の納付期限を定めることができる。</u>
<u>5 前3項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、別に利用者負担額等の納付期限を定めることができる。</u>	<u>5 前3項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、別に利用者負担額等の納付期限を定めることができる。</u>
第11条 省略	第10条 省略

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第1条、第5条第1項、第7条第2項並びに第10条第2項及び第4項の規定の適用については、第1条中「乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援」とあるのは、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)」と、第5条第1項中「乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者(以下「乳児等支援給付認定保護者等」とあるのは、「乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者又は扶養義務者(以下「乳児等通園支援事業利用保護者等」と、第7条第2項中「乳児等支援給付認定保護者等が乳児等支援給付認定子どもについて、市立保育所が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は市長が、市立保育所以外の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は当該特定乳児等通園支援事業者が」とあるのは、「乳児等通園支援事業利用保護者等が乳児又は幼児について、乳児等通園支援事業を利用した場合は、市長が」と、第10条第2項中「乳児等支援給付認定保護者等にあっては乳児等支援給付認定子どもが」とあるのは、「乳児等通園支援事業利用保護者等にあっては乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児が」と、同条第4項中「特定乳児等通園支援」とあるのは、「乳児等通園支援事業」とする。